

境 港 市

人 権 施 策 推 進 指 針

— 第4次改定 —

令和6（2024）年

境 港 市

目 次

第1章 基本的な考え方

| | |
|---------------|-----------|
| 1 改定の趣旨 | • • • P 1 |
| 2 人権を取り巻く状況 | • • • P 1 |
| 3 指針の性格・目的 | • • • P 3 |
| 4 S D G s の推進 | • • • P 3 |
| 5 指針の構成 | • • • P 3 |
| 6 指針の見直し | • • • P 3 |

第2章 基本構想

| | |
|--------------------------------|-----------|
| 1 基本理念 | • • • P 4 |
| 2 基本方針 | • • • P 5 |
| (1) 人権啓発の推進 | • • • P 5 |
| (2) 人権教育の推進 | • • • P 5 |
| (3) 相談・支援体制の充実 | • • • P 6 |
| (4) バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 | • • • P 7 |
| (5) 市民活動団体との連携の推進 | • • • P 7 |

第3章 基本計画

| | |
|----------------|-------------|
| 1 男女共同参画に関する人権 | • • • P 8 |
| 2 子どもの人権 | • • • P 1 0 |
| 3 高齢者の人権 | • • • P 1 2 |
| 4 障がいのある人の人権 | • • • P 1 4 |
| 5 同和問題 | • • • P 1 6 |
| 6 外国人の人権 | • • • P 1 8 |
| 7 様々な人権課題 | • • • P 2 0 |

第4章 指針の推進体制

| | |
|-------------|-------------|
| 1 庁内組織体制の充実 | • • • P 2 1 |
| 2 関係機関との連携 | • • • P 2 1 |
| 3 市民参画の推進 | • • • P 2 1 |

人権尊重都市宣言

| |
|-------------|
| • • • P 2 2 |
|-------------|

境港市から差別をなくす条例

| |
|-------------|
| • • • P 2 3 |
|-------------|

境港市人権施策推進指針（第4次改定）

第1章 基本的な考え方

1 改定の趣旨

本市では、平成7（1995）年に制定した「境港市から差別をなくす条例」に基づき、人権施策の基本的な理念や方針を明らかにするとともに、その実現に向けて分野別施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17（2005）年1月、「境港市人権施策推進指針」を策定し、同和問題、子ども、男女共同参画、高齢者、障がいのある人など、様々な人権課題の解決に向けた施策を推進してきました。

その後、指針の方向性は継承したうえで、新たな課題への対応を含め、人権施策を総合的かつ効果的に推進していくために、平成22（2010）年、平成27（2015）年、令和元（2019）年と3度の改定を行ったところですが、このたび、年月の経過による社会情勢や各種制度の変化、新たに認識の高まった人権課題などへ対応し、現在の指針の「一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり」に向けた基本理念・方針や方向性は引き続き継承したうえで、これまでの成果と課題を踏まえ、人権尊重の社会づくりの取組のより一層の推進を図るための見直しを行います。

2 人権を取り巻く状況

国連は、「人権」を国際的な問題として位置づけ、昭和23（1948）年に「世界人権宣言」を採択し、昭和40（1965）年「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」、平成元（1989）年「児童の権利に関する条約」など、多くの人権尊重に関する条約を採択し、平成6（1994）年の総会では、あらゆる人権問題の解決に向けた教育や啓発を推進し、世界のあらゆる国や地域において、人権という普遍的な文化の創造をめざす国際的な取組として、「人権教育のための国連10年」を宣言しました。さらに平成16（2004）年の総会では、その取組を継承する「人権教育のための世界計画」を採択し、また、平成18（2006）年には「障害者の権利に関する条約」、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」を採択するなど、21世紀を「人権の世紀」とする取組が推進されています。

わが国においては、こうした人権を尊重する国際的な流れの中にあって、平成9（1997）年施行の「人権擁護施策推進法」のもと、国連の活動とも連携しながら幅広い人権擁護に関する取組が展開されてきています。さらに、この法律を契機として、平成12（2000）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体の責務として「人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する」ことが定められ、平成14（2002）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

その後も「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「いじめ防止対策推進法」、「犯罪被害者等基本法」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、「生活困窮者自立支援法」、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題の対処に関する法律」、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行など、個別の人権関係法の整備がなされています。

また、平成28（2016）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」の新たな人権三法が制定されたほか、「児童福祉法」が改正され子どもの権利が明確化されるなど、人権に関する法整備が着々と進んでいます。

さらに、令和2（2020）年以降世界は、新型コロナウイルス感染拡大という歴史的な危機に遭遇し、不当な差別、偏見、いじめ等様々な人権問題が発生しました。また令和3（2021）年「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が改正され、新型コロナウイルス感染症等による偏見・差別の防止について国や地方公共団体の責務規定が新たに設けられました。

鳥取県においても、平成8（1996）年に全国に先駆けて「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、平成9（1997）年に「鳥取県人権施策基本方針」を、平成11（1999）年に「人権教育のための国連10年鳥取県行動計画」を策定しており、「鳥取県人権施策基本方針」は、平成16（2004）年、平成22（2010）年、平成28（2016）年に続き、令和4（2022）年には第4次改訂版が策定されました。

また、平成21（2009）年からは「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」をスタートさせるなど、人権相談や支援体制について総合的な取組が進められています。

本市では、平成3（1991）年に「人権尊重都市宣言」を行い、様々な人権問題を解決していく決意をし、市行政の各分野において問題の解決に向けた取組を行ってきました。しかしながら、人権に関する問題は存在し、人権尊重の意識や精神が十分に定着したとは言い切れない状況の中にあったことから、平成7（1995）年には「境港市から差別をなくす条例」を制定し、人権に関する諸問題の解決をめざしてきました。さらに、平成17（2005）年に策定した「境港市人権施策推進指針」はこれまで3度改定し、分野別の施策について総合的かつ計画的にその取組を推進しています。

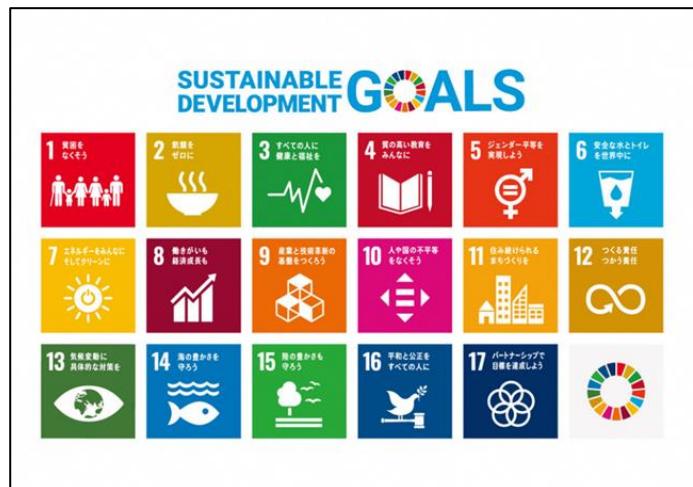
組織体制としては、平成15（2003）年には人権問題の総合窓口と調整機能を持つ「人権政策課」を設置し、平成19（2007）年からは地域振興課内に「人権政策室」を設置、令和5（2023）年からは機構改革により、総合政策課内に「人権政策室」を設置しています。また、部落問題の正しい認識と差別からの解放をめざして、昭和47（1972）年から活動を展開してきた「境港市同和教育推進協議会」は平成15（2003）年に「境港市人権・同和教育推進協議会」に改称し、平成20（2008）年には、「境港市人権教育推進協議会」に再び改称しました。ここでは、就学前部会、学校教育部会、社会教育部会を置き、年代ごとの課題解決と人権全般の問題解決をめざして活動しています。

3 指針の性格・目的

この指針は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条に基づき策定したものであり、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「鳥取県人権施策基本方針」を本市の人権施策に反映させたものです。また、「境港市から差別をなくす条例」に基づき、21世紀が「人権の世紀」となるよう、市民一人ひとりの人権が尊重されるための方針とその具体策を定め、本市の取組はもとより、市民や事業者、市民活動団体及び教育関係者などに対して理解や協力を求めながら、すべての人が人権問題を「自分ごと」として認識し、解決に向けて積極的な活動を促すことを目的としています。

4 SDGs の推進

SDGsは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）として、平成27（2015）年に国連で採択された国際目標であり、ジェンダー、不平等、平和など17のゴールと169のターゲットを定めています。この中には、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することをめざす」と示されており、人権分野はSDGsの17のゴールと多くの関連性があります。「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、人権尊重のまちづくりをめざす本指針と共に通するものであることから、当該目標との関連性を考慮しながら、本指針の取組を推進していきます。



5 指針の構成

この指針は、以下のとおり、基本構想と基本計画で構成します。

(1) 基本構想

人権に関する施策の基本理念、基本方針を定めたものです。

(2) 基本計画

基本構想を実現するために、分野別に諸施策を定めたものです。

6 指針の見直し

この指針は、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」や「境港市男女共同参画推進計画」の改定に合わせて検証し、社会情勢や市民意識の変化、施策の達成に向け、必要に応じて見直します。

第2章 基本構想

1 基本理念

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」という人類普遍の原理をうたった「世界人権宣言」や、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」とする「日本国憲法」の理念の実現に向け、本市では平成3（1991）年9月に「人権尊重都市宣言」を行い、人権尊重のための諸施策の展開を図ってきました。

しかし、私たちのまわりには、同和問題、子どものいじめや虐待の問題、男女間における暴力や性的嫌がらせ、障がいのある人や外国人への差別、インターネット上での誹謗中傷やプライバシーの侵害など、様々な人権問題が存在し、人権尊重の意識や精神が十分に定着したとは言い切れない状況にあります。

こうした人権問題の解決には、人権教育・啓発の果たす割合は大きく、市民が様々な人権問題について正しい理解と認識を得ることができるよう、その取組を充実していかなければなりません。

そのために本市では、人権尊重の理念を実効あるものにするため、平成7（1995）年3月に「境港市から差別をなくす条例」を制定しました。諸問題の解決と人権意識の高揚を図るため、市職員全員を対象とした研修をはじめ、境港市人権教育推進協議会と共に、市民や事業者への啓発として「境港ふれあい・ほっとミーティング（人権学習地区巡回講座）」「境港ふれあい・ほっとアカデミー（人権問題学習会）」、中学校区ごとの「人権教育にかかる授業研究会」の実施や小中学校での「人権教育参観日」の開催、市民実行委員会で実施する「人権ふれあいフェスティバル」、街頭啓発、広報紙への掲載、就学前教育・学校教育・社会教育それぞれの場においての人権教育など、広範囲にわたる取組を実施しています。

しかしながら、令和2（2020）年に鳥取県が実施した「鳥取県人権意識調査」の結果では、地域や職場、学校、家庭内などの「部落差別」が、依然として存在しており、職場（学校）での嫌がらせやいじめ、差別待遇（不平等・不利益な取扱い）やプライバシーの侵害など日常生活の中で様々な人権侵害が発生している実態が明らかになりました。このことからも人権侵害、差別意識などは未だに解消されていないことがうかがえます。

「人権の世紀」といわれる21世紀に、人権意識の高揚を推進し、「人権が尊重される境港市」をつくるためには、市民、事業者、県など関係機関と連携・協力しながら、「人権尊重都市宣言」の趣旨に基づいた人権施策の総合的な推進に取り組むことが必要です。

以上のような課題を踏まえ、人権教育・啓発などの人権施策を推進し、人権が尊重されるまちづくりとしての環境整備を図るとともに、市民及び事業者、市民活動団体、教育関係者の自主的活動への支援・協力を図り、「人権の世紀」にふさわしい「一人ひとりの人が尊重されるまち・境港市」の実現をめざします。

2 基本方針

私たちは誰もが自らの幸福を願っていますが、そのことを実現するには他の人々と共に生き、活かし合う関係がなければなりません。お互いの立場や気持ちを理解することが、自らの幸せにもつながっていきます。

この指針では、一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよいまちづくりをめざして、基本方針を次のとおり設定します。

(1) 人権啓発の推進

<現状と課題>

本市では、すべての市民が人権問題について正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚が図られるよう、平成3（1991）年9月に「人権尊重都市宣言」を行い、平成7（1995）年3月には「境港市から差別をなくす条例」を制定し、人権問題に関する講演会の開催、広報紙や啓発冊子などによる広報活動、街頭啓発、市民・職員研修の実施、公民館活動などを通じた啓発を推進しています。

しかし、社会の中では、同和問題や女性、障がいのある人、外国人などに対する差別意識はいまだ存在し、また、犯罪被害者やその家族への中傷やプライバシー侵害、性的マイノリティへの偏見などが顕在化しており、人権意識の向上に向けた活動は、今後も幅広く展開していく必要があります。

<推進方針>

すべての人々の人権が尊重される社会の実現には、一人ひとりが自分の課題として人権尊重について考え、理解を深めていくことが大切です。特に人権に関わりの深い分野の業務に従事している人は、人権問題に対する意識を高めることが重要です。

そのためには、市民が興味・関心の持てる講演会の開催や、地域に密着したきめ細かな啓発活動が展開できるよう地域での指導者の育成を図るとともに、国・県・市民活動団体などと連携・協力をし、市民の人権意識の高揚につながる施策を総合的に推進していきます。

(2) 人権教育の推進

<現状と課題>

平和で平等な社会の実現は、すべての人々の共通の願いであり、「人権尊重」は、世界を平和で豊かなものにしていくための重要なテーマです。

鳥取県では、すべての県民が、現在はもちろん将来にわたって明るく生き生きと暮らせる社会づくりをめざし、全国に先駆け平成8（1996）年に「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、平成9（1997）年「鳥取県人権施策基本方針」を、平成11（1999）年「人権教育のための国連10年鳥取県行動計画」を、令和4（2022）年「鳥取県人権施策基本方針（第4次改訂版）」を策定し、県内全域での取組を進めています。

本市での取組としては、鳥取県の基本方針や行動計画に沿い、また、人権問題は地域の実情も踏まえ

施策を推進することが必要であることから、実情の把握に努めながら、研修や講演会等、人権教育を推進しています。

<推進方針>

人権教育の推進を図るには、世界的潮流や国及び県の人権施策の取組を把握するとともに、様々な人権問題の解決をめざすことを前提とする必要があります。これまでの成果を踏まえ、幅広く人権教育の推進を図ります。

まず、就学前教育・学校教育では、保育園、認定こども園、幼稚園、学校の保育目標や教育目標に、一人ひとりの人権が尊重されることを位置づけ、人権問題を自分自身のこととして受け止め、主体的に人権を尊重し、行動する子どもの育成に努めます。

また、地域における社会教育では、市民が主体的に参加できるよう、地域での学習会や取組を工夫することによって、市民の人権問題の正しい理解と認識が深められ、一人ひとりの人権が尊重される地域づくりに努めます。

(3) 相談・支援体制の充実

<現状と課題>

本市では、様々な市民相談に対応できるよう相談業務の充実を図ってきました。

人権に関する相談については、鳥取地方法務局米子支局や境港市社会福祉協議会などと連携して、「人権相談」「心配ごと相談」「行政相談」「法律相談」などを定期的に開設するとともに、日常的には人権教育推進員や家庭児童相談員、令和6（2024）年4月から女性相談支援員を配置し、相談を受け付けています。また、必要に応じて家庭裁判所、児童相談所などと情報交換しながら対応しています。

しかし、人権に関する相談業務は、専門的な知識が必要な場合が多く、それぞれの相談では対応しきれない状況もあることから、相談業務に対する体制づくりと、国・県の専門機関との一層の連携を図る必要があります。

<推進方針>

幅広い人権相談に対応するために、職員の資質の向上に努めながら、法務局や県、裁判所、児童相談所など関係機関と情報交換を密にし、連携を深めることで、横断的な相談・支援体制の整備に努めます。

市民に対しては、気軽に相談できるよう相談業務の内容及び支援体制について、市報やホームページなどを活用して周知に努めます。

また、人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速、円滑に行うことが重要なことから、人権救済制度の確立に向けて、県や他市町村等と連携し、引き続き国に要望していきます。

(4) バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

<現状と課題>

ユニバーサルデザインとは、「障がいの有無、年齢、性別、言語など人の差異に可能な限り無関係に、誰でも利用しやすいように製品、環境、建物などをデザインすること」です。

本市では、「鳥取県福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もが安全で快適な市民生活を送ることができるよう、公共施設のバリアフリー化を推進してきましたが、建物や道路、公園などでの整備の際には、バリアフリー化だけでなくユニバーサルデザインの考え方を取り入れて進めていく必要があります。

そのためには、ユニバーサルデザインの考え方の大切さについての学習や啓発が必要です。

<推進方針>

一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が住みよいまちをめざし、建築物や道路などの物理的障壁、偏見や差別などの心の障壁など、あらゆる面での障壁を取り除くバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った施策の実施に努めます。

また、偏見や差別などの心の障壁（バリア）についても、各施策にバリアフリーの視点を取り入れていきます。

(5) 市民活動団体との連携の推進

<現状と課題>

本市では、平成19（2007）年に「境港市みんなでまちづくり条例」を施行し、様々な市民活動団体が活発に活動を続けています。それぞれの自主的な活動を支援するとともに、連携を深めながら人権が尊重されるまちづくりを進めていく必要があります。

<推進方針>

市民一人ひとりの人権が尊重され、共に支え合う心豊かな地域社会の形成をめざすため、地域で活動を続ける市民活動団体の育成と支援に努めます。

第3章 基本計画 (分野別の現状と課題及び施策の基本的方向)

1 男女共同参画に関する人権

～家庭・地域・職場のあらゆる場で、性にかかわりなく、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現～

<現状と課題>

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されているところであり、法制上も男女平等の原則が確立しています。昭和50（1975）年の「国際婦人年」を契機として、昭和54（1979）年には「女子差別撤廃条約」が採択されるなど、女性の地位向上や男女平等をめざす取組が世界的に進められました。

わが国では、高齢化、少子化、国際化の進展など、社会情勢の変化やライフスタイル、価値観などの変化に伴い、昭和60（1985）年に「男女雇用機会均等法」を制定、平成11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」を施行し、同法に基づき平成12（2000）年に策定した「男女共同参画基本計画」は令和2（2020）年に第5次計画として策定され、あらゆる分野において男女の共同参画に向けた様々な取組がなされています。さらに、平成28（2016）年には、女性の就業の拡大を図り、女性自らの意思によって、希望する職業や個々の能力を十分に発揮できる働き方の実現をめざして、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が全面施行されました。

また、平成12（2000）年に「ストーカー行為の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」、平成13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が施行され、その後も改正が行われるなど、女性に対する暴力の防止についての取組も推進されています。

本市では、平成11（1999）年に「境港市女性行動計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け施策を推進してきました。また平成15（2003）年から境東地区学習等供用施設（なぎさ会館）の施設運営を境港市女性団体連絡協議会に委託し、同事務室を「境港市男女共同参画センター」としてスタートさせました。

平成17（2005）年には、これまでの女性行動計画を見直し、「境港市男女共同参画推進計画」を策定、平成24（2012）年には、男女共同参画に関する基本理念や市、市民、事業者、市民活動団体、教育関係者の責務を定めた「境港市男女共同参画推進条例」を施行しました。なお、本市がめざす男女共同参画社会は、性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会をめざすものであるため、令和6年（2024）度からの第4次となる計画名称を「第4次境港市男女共同参画推進計画（さかいみなどみんなと参画プラン）」に変更し、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

しかし、令和4（2022）年に実施した「境港市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、家庭、職場、地域、政策決定の場面や社会通年・慣習等で「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇されている」との回答が「男女平等」の回答より10～20ポイント以上高くなっています。「男は仕事、女は家庭という考え方」に対する「賛成」「どちらかといえば賛成」の回答は、女性が14.8%であったのに対し男性は23.4%であることからも、令和の時代においても性別による固定的な役割分担意

識は根強く残っていることが伺えます。

また、就職や職場での差別的な待遇や仕事と家庭の両立の問題、女性に対する暴力など、日常生活のあらゆる場面で男女平等が実現していない状況も見られます。

<施策の基本的方向>

①男女共同参画社会の実現に向けて広報、啓発活動の推進

- ・男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、豊かな社会生活を営むために、家庭、地域及び職場などで、男女平等意識や女性問題について理解を深めるため、広報、啓発活動を進めます。
- ・男女共同参画センターを拠点とし、各種研修会の実施や情報提供などで、意識の高揚に努めます。

②男女共同参画の理解の促進

- ・保育園・認定こども園・幼稚園及び学校生活を通じて、性にかかわりなく個性を育む教育を行うとともに、固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭、地域、職場などあらゆる機会を通じて男女共同参画の意義や必要性について理解を促進します。

③社会活動への参加の推進

- ・誰もが豊かに暮らせる社会を築くため、女性の視点や意見が反映できるように、審議会や委員会等の政策決定の場へ女性の登用を進めます。
- ・地域活動への参加意識を高めるため、研修会等の開催に努めます。
- ・地域活動の方針立案・決定過程への女性の参画を促進します。
- ・地域での様々な活動に、誰もが参画できるように努めます。

④雇用環境の整備や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ・男女雇用機会均等法の周知徹底を図るとともに、様々な情報提供や就業機会の拡大に努めます。
- ・就業を継続するために、育児・介護休業法の周知に努めます。
- ・家庭生活と就業が両立できるよう、子育て支援や介護サービスの充実に努めます。

⑤暴力の防止及び相談・支援体制の充実

- ・セクシュアル・ハラスメントや配偶者・パートナー等からの暴力（DV）、妊娠・出産・育児休業の申出等を理由とする不利益取扱い（マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント）、パワーハラスメント等、あらゆるハラスメント（嫌がらせ）の根絶のために、啓発活動を促進するとともに、様々な悩みに迅速に対応できるよう、公的関係機関や民間支援団体との連携を図り、相談業務体制の充実に努めるとともに、緊急避難や生活支援など、具体的な解決に取り組みます。
- ・各種相談業務との相互の連携で、問題解決に向けた取組を推進します。

⑥性の多様性を前提とした社会システムの構築の推進

- ・各種制度が性の多様性に対応したものとなっているのかを点検するとともに、性的マイノリティの人への認識の違いや理解不足から偏見に苦しむことのないよう、多様な性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを進めます。
- ・アウティング（暴露）などを許さない社会づくりを推進します。

2 子どもの人権

～子どもが権利の主体者として尊重され、心身ともに健やかに成長していく社会の実現～

<現状と課題>

昭和34（1959）年の国連総会で「児童の権利に関する宣言」が採択され、その20周年の昭和54（1979）年を「国際児童年」と設定し、平成元（1989）年の国連総会において「児童の権利に関する条約」が採択され、わが国でも平成6（1994）年にこれを批准し、子どもを「保護の対象」から「権利行使の主体」として位置づけ、「子どもの最善の利益」が優先されるように、社会全体で努力する必要性を明記しています。

しかし、子どもたちの間における「いじめ」は依然として全国各地で発生しています。近年では、スマートフォンなどの普及により子どもにもインターネットは非常に身近な存在となっていますが、その匿名性や情報発信の容易さから様々な問題が発生し、「いじめ」が深刻化する一つの要因にもなっています。また、子どもが犯罪の被害に遭ったり、加害者となったりする事例も相次いで発生しています。

児童虐待も大きな問題です。令和4（2022）年度の全国児童相談所の相談対応件数は21万件を超える、統計を取り始めた平成2（1990）年から32年連続で増加しています。これら保護者による虐待行為、ネグレクト（幼児など社会的弱者に対し、その保護、養育義務を果たさず放任する行為）により児童が死亡する事件も後を絶ちません。そのほか、児童買春や性的虐待、インターネット上における児童ポルノの氾濫、家族の介護や世話をすることで自らの成長や教育に影響を及ぼしている「ヤングケアラー」など、児童の心身・人格の形成に重大な影響を与える問題が深刻化しています。

このような状況のもと、平成25（2013）年には「いじめ防止対策推進法」が、平成11（1999）年には「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）」が制定されました。平成12（2000）年に制定された「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」は、現在まで累次の改正が行われ、発生予防から自立支援までの一連の取組の強化が図られました。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、平成26（2014）には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行により児童扶養手当の増額や給付型奨学金の創設等がなされ、学校外での学習支援の取組も広がりました。そして、平成28（2016）年6月には「児童福祉法」が改正され、すべての児童が適切に養育されること、その生活を保障されることなど、児童の福祉を保障するための礎が明らかになりました。

さらに、平成30（2018）年の民法一部改正により、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられ、令和4（2022）年4月1日から施行されることになりました。

本市では、平成9（1997）年に「夢みなと子育て支援計画（境港市エンゼルプラン）」を策定し、子育て支援のための施策を総合的かつ効果的に推進するようその方向性を定め、着実な取組を進めてきました。また、平成16（2004）年には、次世代育成支援対策推進法に基づく「境港市次世代育成支援行動計画」を、平成27年（2015）年には、子ども・子育て支援法に基づく「境港市子ども・

子育て支援事業計画」を策定し、子どもたちが健やかに育つための環境づくりに向けて、地域社会全体での総合的な取組を進めています。

このような中、平成15（2003）年には、既存の地域子育て支援センター・ファミリー・サポート・センターを1箇所に集約した「こども支援センター きらきら」を竹内町に開設、さらに、平成23（2011）年には、土、日、祝日も利用できる「地域子育て支援センター ひまわり」を幸神町に開設、平成28（2016）年には、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を保健相談センター内に開設し、子育て支援体制の充実を図っています。

今後も引き続き、人権尊重を基盤において学校教育、保育の推進はもとより、いじめ、不登校、虐待などに対する取組など、家庭、地域、学校、保育園などと一体となって子どもの人権を大切にする社会環境づくりを進めていくことが必要です。

＜施策の基本的方向＞

①子育て支援や児童虐待防止などに対する取組の推進

- 急速な勢いで少子高齢化が進むと同時に様々な社会的状況や環境が変化する中、子育てに対する不安や困難さも増してきています。家庭児童相談室や地域子育て支援センターでの子育て相談、学校へのスクールカウンセラーの配置、地域や関係機関の連携強化など総合的な取組を進めていきます。
- 児童虐待の未然防止と早期発見に向け、平成18（2006）年に立ち上げた「境港市要保護児童対策地域協議会」の枠組みを活用し、家庭児童相談員や主任児童委員、保健師、また保育園、認定こども園、幼稚園、学校、病院、児童相談所、警察などの関係者・関係機関の連携を深めていきます。
- 子どもの人権尊重の意義について、機会をとらえて啓発に努めます。

②いじめや不登校などに対する取組の推進

- 子ども一人ひとりの自己肯定感を高めるとともに、いじめを許さない態度や命の大切さ、友達を思いやる心を育む教育をさらに進め、すべての子どもが生き生きとし、毎日を健康で心豊かに学べる環境づくりに努めます。
- 家庭や地域、学校、児童相談所、家庭児童相談室、警察など関係者・関係機関の連携強化を図るとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや加配教諭などの配置により、相談体制の充実を図り、いじめや不登校などの問題解決に努めます。

③子育てをしやすい環境づくりの推進

- 子育てがしやすい社会を構築するため、市民活動団体や事業所などが子どもの人権尊重の視点に立ち、それぞれの立場で子育て支援の取組ができるよう環境整備を進めます。

④子どもが伸び伸びと生活できる環境づくりの推進

- 子どもが心身共に健やかに成長できる社会の実現に向け、学校、家庭、地域社会が連携して、子どもの視点に立った取組を進めます。

⑤コミュニティ・スクール事業の推進

- 未来を担う子どもたちを育むために、学校・家庭・地域が当事者意識を持ち、目標を共有し、学校が

抱える課題の解決やめざす子どもの姿など、学校運営に関わる様々な取組について積極的に話し合う「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」を三つの中学校区単位で導入しました。

3 高齢者の人権

～高齢者が敬愛されつつ生きがいを持ち、安心して日常生活を営める社会の実現～

＜現状と課題＞

わが国における平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、日本社会の高齢化は極めて急速に進んでいます。令和4（2022）年には総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が33%を超え、高齢者の単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が益々増加し、75歳以上では要支援・要介護の認定を受ける割合が高くなっています。

こうした中で、高齢者に対する心理的・身体的虐待や介護放棄、認知症高齢者に対する偏見、また悪徳商法や振り込め詐欺による財産権の侵害など、高齢者的人権問題が社会問題となっています。

人口の高齢化が一層進展する中で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを可能にし、高齢者がこれまで以上に個人として尊重されることが重要です。

わが国では、平成7（1995）年に「高齢社会対策基本法」を施行し、平成17（2005）年の「介護保険法」の改正、平成18（2006）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」を施行、令和6（2024）年には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されるなど、高齢者の尊厳が守られ、安心して生きがいを持って暮らせる社会の実現に向けた諸施策が講じられています。

本市では、「境港市高齢者福祉計画・境港市介護保険事業計画」において、「地域包括ケアシステム」の推進に向けて、成年後見制度利用促進事業や高齢者虐待の対応、消費者被害の防止のほか、認知症高齢者本人や家族を支援する体制の整備や認知症に対する正しい理解を広めるための認知症サポーター養成講座など、高齢者の権利擁護の取組を進めています。

今後も、高齢者が人生の最後まで個人として尊重され、住み慣れた地域でその人らしい生活を自分の意思で送ることができるような社会の実現をめざす必要があります。

＜施策の基本的方向＞

①高齢者の生きがいと自立の支援

- ・高齢者が知識や経験、技能を活かし、いきいきとした生活が送れるよう、シルバーパートナーセンターによる就労支援やハローワーク（公共職業安定所）との連携により雇用環境の充実に努めます。
- ・住み慣れた家庭や地域で自立した生活を送るため、福祉ボランティア活動やことぶきクラブ活動への参加を推進し、自らも社会の一員として貢献することの意義を伝えます。
- ・潤いと生きがいのある豊かな生活が送れるよう、教養・スポーツ・文化活動などに参加できる機会の充実を図ります。

②高齢者の健康と福祉の充実

- ・高齢期に健康な生活が送れるよう、フレイル（虚弱）予防を強化し、要介護状態にならない施策を推進します。
- ・高齢者がより多くの選択肢から介護やサポートなどの福祉サービスを選択できるよう、総合的なサービス提供に努めます。
- ・住み慣れた地域や家庭で生活が送れるよう、公共施設や住環境におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した施策を推進します。
- ・認知症高齢者を対象としたグループホームなど、高齢者施策を推進します。
- ・認知症の人が安心して暮らせるまちづくりの実現のため、認知症サポーター（認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者）の養成を推進します。

③相談・広報体制の充実

- ・要介護者の家族が気軽に相談できるよう、地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実に努めるとともに、認知症予防、介護知識の普及・啓発、情報提供など介護家族への支援を進めます。
- ・民生児童委員や地区社会福祉協議会などを通じて、一人暮らしの高齢者の生活実態を把握し、適切な対応を進めます。また、虐待の早期発見等、高齢者的人権を守る活動や困難さを抱えたまま介護にあたっている家庭を支える活動についてもサポートしていきます。
- ・高齢者に対する悪徳商法や振り込め詐欺などについて、警察や境港市消費生活相談室と連携し、広報紙による周知など、被害防止の啓発を図ります。

④高齢者の権利擁護の推進

- ・高齢者が健康で生きがいを感じ、培った知識・技能、経験を積極的に地域活動に生かし、参加できるよう、地域住民みんなで協力し、連携できる地域づくりを推進します。
- ・認知症高齢者など判断能力に不安のある高齢者が安心して地域社会で生活できるよう、成年後見制度の普及・啓発や制度の利用を推進するとともに、事前登録制度を導入し、行方不明時の早期発見・保護に努めます。

4 障がいのある人の人権

～障がいの有無にかかわらず、相互に人権と個性を尊重し、安心して暮らすことができる社会の実現～

<現状と課題>

わが国では、平成7（1995）年に決定された「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」に基づき、「ノーマライゼーション」を基本理念の一つとする障がい者施策が進められ、平成23（2011）年には「障害者基本法」の一部改正により「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現が掲げられ、様々な取組が推進されています。

さらに、平成28年（2016）年に施行された「障害者差別解消法」では、差別の禁止をより具体的に規定し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めています。

本市では、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を一体化した「境港市障がい児者プラン」を策定しており、プランの基本理念である「安心して地域で暮らせる共生社会の実現」をめざし、様々な施策を実施しています。また、令和5（2023）年には「助け合い、支え合い、みんなが笑顔で暮らすまち」をめざした「第4期境港市地域福祉計画」を策定し、各施策を実施しています。

しかしながら、「共生社会」の実現には、いまだ様々な障壁（バリア）があり、障がいのある人に対する誤った認識や偏見からくる差別も依然として残っています。

平成29（2017）年9月には、「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（あいサポート条例）」が施行されました。私たちは、様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人とも連携しつつ、みんなが暮らしやすいまちづくりに取り組まなければなりません。

今後も引き続き、啓発・教育・ボランティア活動などを推進していくとともに、障がいのある人に対する心の障壁を取り除くための交流の場や行事などの機会を通じて理解と認識を深め、障がいのある人も安心して生活できるまちづくりを推進していく必要があります。

<施策の基本的方向>

①障がいに関する啓発の推進

- ・障がいのある人に対する理解と認識が深められるよう、交流を目的とした行事を通じて、心の障壁（バリア）を取り除くための活動を行う機会を増やします。
- ・「障害者差別解消法」で規定された障がいを理由とした「不当な差別的取り扱いの禁止」や「合理的な配慮の提供」について周知する取組を進めます。
- ・「障害者基本計画」に基づき、総合的な取組を進めます。

②障がいや障がいのある人の理解と共生に関する教育の推進

- ・障がいのある人に対する理解と認識を深めるため、保育園、認定こども園、幼稚園、小中学校を通じて、ふれあいの場の拡充に努めます。

- ・「障害者基本計画」に基づき、総合的な取組を進めます。

③ボランティア活動の推進

- ・障がいのある人への理解と協力を図るため、ボランティア活動のしやすい環境整備を進めます。
- ・ボランティア活動の情報提供、NPO活動との連携や側面的支援など、市民の参加意識の高揚に努めます。

④教育・育成の推進

- ・障がいのある人の自立と社会参加の実現を図るため、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な教育を可能な限り障がいのない児童・生徒と共に受けることができるようインクルーシブ教育の構築をめざします。
- ・障がいに応じた教育を充実するため、指導内容・方法の工夫、教育機器などの整備、施設の改修を行うとともに、教員の特別支援教育に関する研修・研究を深め、教育内容・方法の一層の充実を進めます。
- ・専門療育機関を活用し、障がいの状況に応じた適切な教育、療育指導ができるよう、情報提供と連携を深めます。

⑤職業的自立の推進

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づき、障がいのある人の雇用が広く浸透するよう、啓発活動に努めます。
- ・障がいのある人の福祉的就労の場への支援を行うとともに、社会参加の意義を伝えます。

⑥バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進と合理的配慮の提供

- ・障がいのある人にとって住みやすい環境となるよう、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した施設等の整備を促進し、障がいのある人をはじめ、すべての人にとってやさしいまちづくりを推進します。
- ・「障害者差別解消法」に基づき、「障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を求めることで、社会的障壁の除去を進め、障がいへの理解と共生社会の実現をめざします。

⑦相談体制の充実

- ・障がいのある人のニーズに応じて適切な行政サービスができるよう、相談体制の充実に努めます。
- ・保健、医療、福祉の窓口において、各種情報の収集に努めるとともに、連携の強化を図り、総合的な相談・助言ができるよう体制を整備します。

5 同和問題

～同和問題解決への主体的な取組を推進し、部落差別のない社会の実現～

<現状と課題>

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれる強制を強いられ、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、日常生活の上で様々な差別を受けるといった、日本固有の人権問題です。また、インターネット上での差別落書きや同和地区の地図の公開、身元調査のための戸籍謄本等の不正取得などの新たな差別事象も発生しています。

この問題の解決を図るため、昭和44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」施行以来、国は地方公共団体等と一体となって、33年間にわたり地域改善対策に係る関係諸施策を行ってきました。

また、偏見による差別の解消をめざして積極的に啓発活動に取り組んでいるところですが、いまだに差別事象は後を絶ちません。

昭和40（1965）年の同和対策審議会答申では、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘しています。また、平成8（1996）年に「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」閣議決定を行い、同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する事業については、「人権教育のための国連10年」との関連において人権教育・人権啓発の事業に再構成して推進することとしています。

さらに、平成28（2016）年には、現在もなお部落差別が存在していることや情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。部落差別解消に関する施策は、国民一人ひとりが、部落差別解消の必要性を深く理解し、同和問題を自分自身の課題として、その解決に向けて努力していくことが大切です。

<施策の基本的方向>

①市民意識の啓発の推進

- ・同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図るため、講演会の開催や広報紙・冊子などによる啓発活動に努めます。
- ・同和問題の解決に向け、公民館での社会教育講座や自治会等の学習会を通じ、偏見や差別意識の解消に努めます。
- ・市職員や教職員が、同和問題を自分自身の問題としてとらえ、その解決に向けて中心的な役割を担うよう研修・学習の充実を図ります。
- ・事業所における研修の充実を図るため、講師の紹介や資料の提供に努めます。
- ・具体的な差別事象（結婚・就職差別、差別落書き、差別発言等）や情報化の進展に伴った部落差別に関する状況の変化（インターネットを利用した誹謗や中傷等）への対応及び情報を正しく読み解き正

しく発信する力を養うため、広報紙での啓発、県と連携したインターネットモニタリングの実施など、人権尊重の視点に立った取組を推進します。

- ・戸籍等の不正取得の早期発見や個人情報の不正利用防止、事実関係の早期究明につながる「本人通知制度」の周知を図っていきます。

②就学前教育・学校教育での取組の推進

- ・保育園、認定こども園、幼稚園、学校での保育目標や教育努力目標の一つに、人権教育を位置づけ、差別を許さない意思と行動力のある子どもの育成に取り組みます。
- ・保育協議会や幼・小中学校の人権教育推進協議会での研修機会の充実を図り、子どもや保護者への学習の機会をつくります。
- ・P T A活動の中で、人権教育・啓発活動を推進するよう、講師の紹介や資料の提供に努めます。

③地域での取組の推進

- ・市民一人ひとりが、同和問題についての理解と認識を深め、自分の問題として自覚できるよう、学習機会の提供及び学習方法の工夫に努めます。
- ・自治会や市民活動団体など地域での学習機会の提供と講師の紹介に努めます。
- ・学習機会を拡充するため、指導者の育成・養成に努めます。

④事業所での取組の推進

- ・公正な採用選考による就職の機会均等の確保と、差別のない明るい職場づくりに向けた啓発活動に努めます。
- ・事業所での学習機会の提供と講師紹介に努めます。

6 外国人の人権

～国籍等の異なる人々が、相互理解を深め、同じ地域の一員として共に安心・快適に暮らしていく社会の実現～

<現状と課題>

平成8（1996）年に「人種差別撤廃条約」が我が国において発効され、人種差別や外国人差別等あらゆる差別の解消のためのさらなる取組が求められています。

しかし、言語、宗教、習慣などの違いから外国人に対する就労差別やアパート・マンションへの入居拒否などの人権問題が発生していることや、一部の外国人の不法就労や犯罪などで、防犯上の不安を抱き、それが外国人全体に対する偏見や差別につながっていくことが懸念されています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」の広がりも社会問題化しています。

このような現状から、平成28（2016）年には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行され、人々に不安感や嫌悪感を与え、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせる特定の民族や国籍の人々を敗訴する差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消に向けて、相談体制の整備や教育・啓発を推進しています。

近年、就労や技能向上のための研修、留学、日本人との結婚等で我が国に在留する外国人も増加しており、本市における外国人登録者数は、令和5（2023）年12月末現在で20カ国・592人となっています。最近の傾向としては、東南アジア諸国（ベトナム、カンボジア、フィリピン等）から受け入れている「技能実習生や特定技能の資格で働く外国人」を中心に増加傾向にあります。さらに、「永住者」も増加傾向です。また、「生活習慣の違い」、「言語による壁や情報不足」などの課題があり、様々な分野で改善が必要な状況です。なお本市では、友好都市の締結をしている中国・琿春市との相互の交流事業のほか、平成7（1995）年より中国から国際交流員の招致、さらに令和3（2021）年よりベトナムから国際交流員を招致し、外国人住民への生活支援や交流を通して相互理解を深める取組を実施しています。

また、平成13（2001）年には山陰唯一の国際定期航空路線である米子 - ソウル便が、平成28（2016）年には米子 - 香港便、令和2（2020）年には米子 - 上海便が就航し、さらに同年には、クルーズ客船の寄港地となる「境夢みなとターミナル」が完成するなど重要港湾である境港には多くのクルーズ客船が寄港し、外国人の乗員・観光客と市民との交流機会がさらに増えています。（令和6（2024）年2月現在、米子 - ソウル便のみが定期運航中。日韓定期貨客船航路は、令和6（2024）年7月に就航再開予定。）

今後も引き続き、外国人に対する偏見や差別意識の解消に努め、外国人住民に対しても同じ地域の一員として、共に安心・安全でいきいきと暮らすことができる多文化共生の社会を推進していく必要があります。

<施策の基本的方向>

①相互理解のための学習及び外国人児童に対する教育の充実

- ・子どもたちと外国人が交流する機会（互いの文化や歴史を学ぶ機会など）を増やし、国際的感覚の醸成に努めます。
- ・国際交流員や英語指導助手などを活用して、外国の生活や文化の理解を深め、それらを尊重する考え方を育てます。
- ・在日の韓国及び朝鮮民主主義人民共和国の人々が、日本で暮らすことになった歴史的経緯についての学習機会をつくります。
- ・外国人の児童生徒一人ひとりの実態に応じた学習指導や日本語指導を行うとともに、本人や保護者への教育に関する情報提供を積極的に行います。
- ・「ヘイトスピーチ解消法」について正しく認識するための教育、啓発に努めます。
- ・単語や文の構造を簡単にわかりやすくした「やさしい日本語」を用いた日本語教室を通して、コミュニケーションに必要な日本語能力や日本の文化・生活習慣に対する知識を習得する機会を設けるとともに、SNS等での情報発信や国際交流員等による相談対応など、外国人住民が安心して地域生活を営めるよう努めます。
- ・多文化共生講座や技能実習生等交流会を開催し、日本人住民が地域に住む外国人住民に対する理解を深める機会を作るとともに、地域住民同士がつながる場の提供を積極的に行います。

②外国との交流事業の推進

- ・境港市との友好都市である中国の珲春市との交流事業を通して、互いの国の人情を認め、共に生きようとする意識の高揚を図ります。
- ・国際貿易港・境港を訪れる外国船舶の乗員・観光客との交流機会を通じ、国際感覚を育成します。

③外国人に優しいまちづくりの推進

- ・本市に住む外国人にとっても、安心・安全で住みよいまちづくりを進めます。
- ・災害時の情報伝達においては、多言語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語）を用いた防災行政無線放送を行うなど、外国人への確実な情報提供に努めます。
- ・在日外国人や訪れた外国人が困らないよう、公共施設や観光案内板、道路標識などに外国語併記をしたり、公共施設への翻訳機設置をするなど環境整備に努めます。
- ・外国の観光客のためのガイドブックなどを作成し、情報提供に努めます。

④国際理解教育の推進

- ・諸外国の国際都市に中学生を派遣し、現地の人々との関わりを通して生活習慣の違い、文化の多様性などの見識を深め、英語の語学力向上とあわせて国際理解教育の推進に努めます。

7 様々な人権課題

～多様性を認め合い、差別や偏見のない社会の実現～

<現状と課題>

近年、価値観の多様化や情報化の進展、経済格差の拡大など、社会情勢の変化に伴って、新たな人権問題が生じています。加えて、人権意識の高まりや当事者の取組などにより、改めて顕在化した人権課題があります。

これまでにあげた分野別の人権問題のほかにも、国は「アイヌの人々に対する偏見や差別」、「新型コロナウイルス感染者、HIV感染者やハンセン病患者・元患者やその家族等に対する誤った知識や偏見などによる差別」、「刑を終えて出所した人やその家族への偏見や就職差別」、「インターネットを悪用した個人の名誉やプライバシーの侵害」、「拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害」、「ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等」、「性的マイノリティへの偏見や差別」、「性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引」、「震災等に起因する差別」、「犯罪被害者やその家族等への人権配慮」についても、人権擁護啓発活動強調事項に定めています。このように、今なお、様々な人権問題が存在しています。

これらの問題は、人権尊重の意識が日常生活に根付いていないことを示すものであり、誤った知識や偏見による嫌がらせ、差別の根本的解決の難しさを示しています。これらの人権侵害を防ぎ、支援・救済をするためには、法の整備や社会全体の理解を醸成する必要があります。

本市では、国の定めた強調事項について、機会あるごとに市民に対して広報しています。また、平成11（1999）年には「境港市個人情報保護条例」を制定し、市が保有する個人情報について厳正な管理に努めています。

様々な人権問題に適切に対応するには、市職員研修をはじめ、市民への啓発活動の徹底を図ることが必要です。

<施策の基本的方向>

① 市民意識の啓発の推進

- ・アイヌの人々や新型コロナウイルス感染者、HIV感染者、ハンセン病患者等に対する偏見や差別の解消に加え、刑を終えて出所した人への偏見や就職差別、犯罪被害者やその家族への中傷やプライバシー侵害、インターネット上の誹謗中傷や差別落書き、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権侵害問題、性的マイノリティへの偏見や差別、震災等において被災した人に対する差別的取扱いなど、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消をめざし、講演会の開催や広報紙・冊子による総合的な啓発活動に努めます。
- ・市職員や教職員が啓発の担い手となるよう、人権研修の内容の充実を進めます。

②人権教育の推進

- ・子どもたちの発達段階に応じて、様々な人権問題を正しく認識する教育を推進します。
- ・人権全般について、社会的な取組を把握し、的確な人権教育の推進に努めます。

第4章 指針の推進体制

1 庁内組織体制の充実

この指針の総合的な推進を図るため、「境港市人権施策推進会議」を中心とした庁内の組織体制の充実を図ります。

2 関係機関との連携

この指針を推進するため、国や県、及び関係機関、関係団体との密接な連携を図ります。

境港市人権教育推進協議会は、人権が尊重される社会をめざし、あらゆる差別を解消するために人権教育を推進することを目的とし、市内学校教育関係者、社会教育関係者、社会福祉関係者、自治会関係者等を会員としており、効率的に実施するために「就学前部会」「学校教育部会」「社会教育部会」を設置しています。この協議会の活動を積極的に推進します。

3 市民参画の推進

この指針の策定及び改定にあたっては、市民や関係団体の意見を聞き、計画内容に反映するとともに、施策の推進に努めます。

また、境港市男女共同参画推進計画等の人権分野にかかわる個別計画については、それぞれに策定懇話会等を設置し、市民参画により策定を進めています。

境港市 総務部 総合政策課 人権政策室

〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地

TEL：0859-47-1102 ／ FAX：0859-44-3001

E-mail : sougouseisaku@city.sakaiminato.lg.jp

人権尊重都市宣言

(平成3年9月13日 議決)

我が国は高度経済成長期以来生活様式が大きく変わり、人間関係の希薄化、価値観の多様化の派生することともなった。特に利己主義や人命軽視、道徳観の欠如等の社会風潮は誠に憂慮に堪えないところである。

日本国憲法はすべての国民が基本的人権を享有し、またすべての国民は人種、信条、性別、社会的身分、門地によって差別されることがないことを明記している。

また、本市では、住みよい緑と文化の町づくりを目標に掲げ、たゆまぬ努力を重ねて来たところである。然しながら人間疎外と人間愛の欠如により、人権侵害と差別事象が起きている現実があることも認識しなければならない。

21世紀を展望する今こそ、人類普遍の原理である人間の自由平等、幸福を求める権利等の基本的人権尊重を、市民一人ひとりが自覚し、市民連帯の中でその実現を実感できる町づくりに邁進するため、境港市を「人権尊重都市」とする。

以上宣言する。

境港市から差別をなくす条例

(平成7年3月31日 条例第6号)

(目的)

第1条 この条例は、差別が個々の人間の尊厳を侵すものであり、かつ、すべての国民が法の下に平等であって、基本的人権の享有を妨げられないことを定める日本国憲法の理念から社会的にその存在を許さないものであることに鑑み、差別をなくすための市及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることによって、差別のない明るい人権尊重都市境港市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚を図り、人権擁護の社会的環境の醸成を促進するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、自ら差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるとともに、市が行う前条の施策に積極的に協力する等人権意識の向上を図るよう努めるものとする。

(施策の計画的推進)

第4条 市は、差別の根本的かつ速やかな解決を図るため、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上、人権擁護等の施策を計画的に推進するよう努めるものとする。
2 市は、前項の施策の策定及び推進に当たっては、必要に応じて市民の意識調査等を行うものとする。

(人権啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、人権啓発活動の充実に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、この条例に基づく諸施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。